秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年2月14日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例(平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号)の一部を次のように改正する。第6条第1号中「又は附則第12条」を「、第12条又は附則第15条」に、「保険料」を「被保険者均等割額」に改め、同条第2号中「保険料」を「被保険者均等割額」に改め、同条第5号中「均等割額」を「被保険者均等割額」に改め、同条第6号中「又は附則第10条及び附則第13条」を「、第10条、第13条又は附則第16条」に、「均等割額」を「被保険者均等割額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。